

福岡県医発第 1095 号 (地)
平成 17 年 9 月 9 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



医療機器の保険適用について

標記の件につきまして、平成 17 年 8 月 26 日付保医発第 0826001 号厚生労働省保険局医療課長通知により、平成 17 年 9 月 1 日から新たに保険適用となった医療機器（「区分 A 2（特定包括）」および「区分 B（個別評価）」）が示された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、「区分 A 2（特定包括）」および「区分 B（個別評価）」の定義につきましては下記のとおりです。

記

A 2（特定包括）：当該医療機器を用いた技術が、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」（平成 6 年 3 月厚生省告示第 54 号）に掲げられている項目のうち特定のものにおいて評価され、保険診療で使用できる別に定める特定診療報酬算定医療機器の区分（「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（平成 16 年 3 月 5 日付保医発第 0305006 号）のいずれかに該当するもの。（C 1（新機能）、C 2（新機能・新技術）に相当しないもの）

B（個別評価）：当該医療機器が、特定保険医療材料およびその材料価格（材料価格基準）（平成 16 年 3 月 5 日厚生労働省告示第 81 号）に掲げられている機能区分のいずれかに該当するもの。（C 1（新機能）、C 2（新機能・新技術）に相当しないもの）

小郡三井医師会より

上記資料が参っております。（37ページ） 必要な方は医師会事務局へご連絡下さい。

担当理事 友清 明

必要な方は医師会事務局へご連絡